

法令の改正・通達等から

危険箇所等における立入禁止等の対象が拡大

安衛則等が一部改正～一人親方等も措置対象に～

厚生労働省は、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則等を一部改正しました。

(令和6年4月30日公布、令和7年4月1日施行)

これにより、危険箇所等における立入禁止等の措置義務が、一人親方等にも拡大されます。

安衛法第22条に規定する「有害物等による健康障害の防止措置」については、既に一人親方等にも拡大されています。(安衛則、有規則等11の規則が一部改正、令和5年4月1日施行)

今回の改正は、これらの保護措置の対象を法第20条(機械等による危険防止)、21条(掘削等による危険)、25条(危険箇所からの退避)、25条の2(救護)にも拡大するもので、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則が一部改正されました。

この改正により、「危険箇所等で作業に従事する全ての者(一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など契約関係は問わない)について、自社の労働者と同等の保護が図られるよう必要な措置を実施することが事業者には義務付けられます。

(詳細は厚労省HPに)

厚労省「報告書の電子申請化」を推進

～じん肺法施行規則等を一部改正～

厚生労働省は、じん肺法施行規則等を一部改正しました。(令和6年3月18日公布、令和7年1月1日施行)

じん肺法、安衛法、労基法等では、各種様式を定めて事業者が提出義務を課しています。

本改正は、これらを電子申請化することにより誤記や記入漏れ等を防止し、統計の集計・分析の効率化等を図るために実施するもので、その概要は以下のとおりです。

(1)労働者死傷病報告等の電子申請の義務化

①労働者死傷病報告の電子申請化

②次の報告についても同様に電子申請化

・ じん肺健康管理実施状況報告 ・ 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医各選任報告 ・ 定期健診結果報告書、歯科健診結果報告書 ・ 心理的負担検査結果報告書 ・ 有機溶剤等健診結果報告書

(2)労働者死傷病報告の報告内容の改正

休業4日未満の報告事項について、休業4日以上の報告事項と同様とする。

(詳細は厚労省HPに)